

令和6年小野町議会定例会12月会議

議 事 日 程 （第3号）

令和6年12月11日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第68号 小野町浄化槽整備事業の設置等に関する条例について
〔討論、採決、以下日程第4まで同じ〕
- 日程第 4 議案第69号 小野町児童館設置条例について
- 日程第 5 議案第70号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 6 議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第73号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第4号）
〔討論、採決、以下日程第12まで同じ〕
- 日程第 9 議案第74号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第75号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第76号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第77号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第14 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	橋	本	善	雄	君	2番	國	分	順	一	君
3番	羽	生	洋	市	君	4番	會	田	百	合	子
5番	緑	川	久	子	君	6番	先	崎	勝	馬	君
7番	竹	川	里	志	君	8番	宗	像	芳	男	君
9番	水	野	正	廣	君	11番	中	野	孝	一	君
12番	田	村	弘	文	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村上 昭正 君	副 町 長	菅 野 望 君
教 育 長	有 賀 仁一 君	総 務 課 長	村上 昭一 君
企画政策課長	西 牧 英一 君	税 務 課 長	佐 藤 金哉 君
町民生活課長	矢 吹 昌之 君	健康福祉課長	赤 坂 泰秀 君
子育て支援課長	先 崎 秀一 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木 稔 君
地域整備課長兼 新庁舎整備室長	矢 吹 浩司 君	教 育 課 長	吉 田 隆 君
会計管理者 兼出納室長	味 原 ・一 君	代表監査委員	佐久間 金治 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡 司 功 次	長 郡 司 治 子
書 記	鈴木 健之	書 記 新 田 晟 也

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会定例会12月会議、第7日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

6番、先崎勝馬委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 先崎勝馬君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（先崎勝馬君） 予算決算委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

令和6年小野町議会定例会12月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げまして、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

5番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和6年小野町議会定例会12月会議の委員長報告に先立ち、令和6年小野町議会定例会9月会議において継続審査としました陳情第8号 国に対し刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情書について、その後の経過及び審査結果を報告いたします。

まず、本陳情の趣旨ではありますが、刑事訴訟法における再審制度が適正に運用されるよう、検察が有する証拠の全面開示や、検察の不服申立ての制限などを含む法整備を求める意見書を関係機関に対し提出するよう求めるものであります。

9月議会における当委員会の審査では、趣旨については理解できるものの、今回提出された陳情書の内容だ

けで採択・不採択を決定することは困難なため、陳情者から詳細な説明を受けた上で改めて審査すべきとの判断をし、継続審査とすることを決定いたしました。

その後、11月8日に再度委員会を開催し、陳情者から詳細な説明を受けた上で再度審査を行いました。

委員からは、本陳情については全議員で内容を共有し、意見を聴取した上で審査すべきとの意見が出されたため、11月21日に連合審査会を開催し、全議員から本陳情に対する意見聴取を行いました。

連合審査会では、趣旨としては理解できるが、町議会として意見書を提出すべきか判断に悩むといった意見や、国会で審議すべきものであり、地方議会が関与すべきものではないのではないかといった意見が出されました。

このような意見も踏まえた上で、連合審査会終了後、再度委員会を開催し審査した結果、本陳情の趣旨は十分に理解できるものの、小野町議会として意見書を提出するには至らないとの判断に達し、賛成多数により趣旨採択とすることに決定しました。

以上が、陳情第8号 国に対し刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情書についての経過及び審査結果であります。

それでは、令和6年小野町議会定例会12月会議における総務文教常任委員会委員長報告に移ります。

当委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第68号 小野町浄化槽整備事業の設置等に関する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町浄化槽整備事業について、令和7年度から地方公営企業法を適用するに当たり、地方公営企業の設置及び経営の基本に関する事項について条例で定める必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、法の全部適用の予定の有無について、また、職員の賠償責任免除の内容について質疑がありました。

次に、議案第70号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において期末手当を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第71号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、給料月額、期末手当、勤勉手当等を引き上げる改正を行うものであります。

委員からは、寒冷地手当の県内市町村における支給状況、県人事委員会における民間給与との比較方法について質疑がありました。

次に、議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、特別給において期末手当を引き上げる改正を行うものであります。

以上が、令和6年小野町議会定例会12月会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

4番、會田百合子委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 會田百合子君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（會田百合子君） 令和6年小野町議会定例会12月会議において厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第69号 小野町児童館設置条例について、子育て支援課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方自治法第244条第1項及び児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与え、個別的かつ集団的に指導して児童の健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として児童館を設置するため、新たな条例を制定するものです。

条例の内容といたしましては、施設の名称を「小野町児童館」、位置を小野町大字小野新町字万景上7番地と規定し、令和7年4月1日から施行するものです。

なお、委員より条例の構成、施設の名称、運営方法について質疑がありました。

以上が、令和6年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過です。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第68号～議案第69号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第68号 小野町浄化槽整備事業の設置等に関する条例についてから日程第4、議案第69号 小野町児童館設置条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第68号～議案第69号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第68号 小野町浄化槽整備事業の設置等に関する条例についてから議案第69号 小野町児童館設置条例についてまでの2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第68号から議案第69号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第70号～議案第72号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第70号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第70号～議案第72号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第70号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第72号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第72号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第73号～議案第77号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第8、議案第73号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第4号）から日程第12、議案第77号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第73号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第73号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第4号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第73号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第74号～議案第77号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第74号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第77号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号から議案第77号までの4議案についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第13、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

令和6年小野町議会定例会9月会議において継続審査とした陳情第8号 国に対し刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める陳情書については、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり「趣旨採択」と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号については趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（田村弘文君） 日程第14、特別委員会に付託中の事件について会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、報告を求めます。

新庁舎建設等検討特別委員会の報告を求めます。

新庁舎建設等検討特別委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔新庁舎建設等検討特別委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○新庁舎建設等検討特別委員会委員長（水野正廣君） 令和6年小野町議会定例会12月会議において、新庁舎建設等検討特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

新庁舎建設等検討特別委員会につきましては、10月10日に第4回目の委員会を開き、新庁舎整備室長ほか担当職員を招き、新庁舎建設に係るこれまでの事業経過や用地の取得状況、設計業務等の契約状況、今後の事業スケジュール等について詳細な説明を受けたところであります。

また、事業の進捗については、用地取得に時間を要したことから、当初計画より少し遅れが生じているとのことではありますが、それ以外は順調に進捗している状況です。

今後、実施設計業務や敷地造成、周辺道路整備、交流・定住支援館の取壊し、備品購入等多岐にわたる業務が控えておりますが、逐次報告を得ながら、引き続き、防災機能に優れ使いやすく、町民に親しまれる庁舎の建設のため、特別委員会からの提言を継続して行っていくものと決したことを申し添え、当新庁舎建設等検討特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、定例会12月会議の会議日程は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、執行部提案の条例の制定、改正及び各会計の補正予算、人事案件など、いずれも町政執行上重要な案件の審議でありましたが、議員各位、また執行部の皆さんには連日のご精励により、議会運営委員会より示された会期及び議事日程の運営方針どおり議了することができました。円滑な議事運営にご協力を賜りましたことに対し、議長として改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

一般質問には6名の議員が登壇し、町の事務事業全般にわたり質問を行いました。一般質問をはじめ、委員会等での質疑、意見、要望等を十分に踏まえられ、今後の各種施策の推進を図られますようご期待をいたします。

また、村上町長の1期目の町政執行に対する姿勢と評価、来年3月に執行される町長選挙についての対応等について同僚議員より質問があり、村上町長より現在の思いを答弁されました。引き続き、今の歩みを止めることなく、小野町の持続的発展の実現に寄与していただくことを切望いたします。

少子高齢化や人口減少の加速など、小野町を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。小野町の将来像であります、「人が輝き、みんなでつくる、しあわせおのまち」を実現するための新たな総合計画が策定されて2年目に入り、これに基づく各種施策の着実な推進を進めている段階でもあり、特に今年度は新庁舎建設に伴う敷地の確保、児童館の建設及びインター周辺の開発など、将来に向けた投資的大型事業が進められております。執行部の皆さんはもとより、職員の皆さんにも、引き続き小野町の将来のためご尽力を願うものであり、小野町が大きく変わることを期待しております。

私たち議員も、今年1月に任期満了による改選が行われ、町制施行以来、初めて定数を割り、28年ぶりの無投票となりました。

地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きいものであり、若者、女性、そして経験豊富な方など多様な人材に参画いただき、議会改革と議会の活性化、住民に開かれた議会を目指し、今後とも議員全員で取り組んでまいります。

結びに、令和7年は小野町が誕生して70周年の記念の年でもあります。小野町のさらなる発展と、町民の皆様にとりまして幸多き年になることをご祈念いたしますとともに、議員各位、また執行部の皆さんが、ご自愛の上、穏やかな新年を迎えられますことを念じて、本定例会閉会のご挨拶といたします。ご精励ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会定例会12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、条例新規制定案件2件、条例改正案件3件、令和6年度各会計補正予算案件5件、人事案件1件の議案11件をご提案申し上げましたところでありますが、議員の皆様には連日のご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、さらには委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして今後の町政運営に努めてまいります。

さて、月日がたつのは早いもので、今年も残すところあと3週間余りとなりましたが、引き続き現在お住まいの町民の皆さん、お一人お一人が安全で安心して生活ができる持続可能な町を目指してまいります。

結びに、議員各位におかれましては、寒さがまた一段と厳しくなっておりますので、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のためご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。大変お世話になり、ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 1時58分